

別記様式（第7条関係）

記者会見連絡票

所属部署（生涯学習課）

タイトル
100年ぶりにさくら市へ帰ってきた「喜連川文書」の市文化財指定について
概要（発表内容を簡単に記入してください。）
平成30年1月25日のさくら市教育委員会において、大正時代に散逸して以来、所在不明となっていた喜連川文書がさくら市文化財に追加・新規指定となりました。
内容（発表内容のポイントを記入してください。別紙資料でも可能。）
<p>喜連川文書は、鎌倉公方・古河公方の子孫・喜連川足利家に伝来していた文書群です。これらは、中世の関東政治の動向や近世の喜連川藩の研究をする上で大変貴重な資料となっています。喜連川文書は、代々喜連川足利家が所有していましたが、大正時代の初めに散逸。その後、買い戻すなどして、現在さくら市では94点の喜連川文書を所有し、文化財に指定しています。</p> <p>今回新たに発見指定されたのは、「後花園天皇口宣案」「正親町天皇口宣案」と「喜連川文書 酒井忠清 喜連川尊信あて書状」の3点。「後花園天皇口宣案」「正親町天皇口宣案」は平成28年に市場に出ていたものを現所有者がさくら市へ取り戻したいという強い思いを受けたもので、「喜連川文書 酒井忠清 喜連川尊信あて書状」も喜連川文書の重要性を踏まえさくら市が購入したものです。これらの3点は、喜連川文書の目録である「当家重宝並系図筆筒入記」（天明元年目録）に名前が記載されながらも不明だったため、その内容も知られていませんでしたが、新たに解明されることとなりました。</p> <p>その他、今回、喜連川文書の目録である「喜連川文書 当家重宝並系図筆筒入記（天明元年目録）」も併せて文化財に指定となり、さくら市所蔵の喜連川文書は96点となりました。喜連川文書は、喜連川足利家が足利尊氏の流れを汲み、小さな代々名として10万石格を与えられるなど江戸幕府から特別な待遇を受けていたことが分かる重要な資料です。昨年12月には先行してさくら市ミュージアムで展示されたほか、図録にも掲載されています。</p>
本件に関する報道機関からのお問い合わせ先（所属、担当者名、電話番号）
生涯学習課 電話 028-686-6621

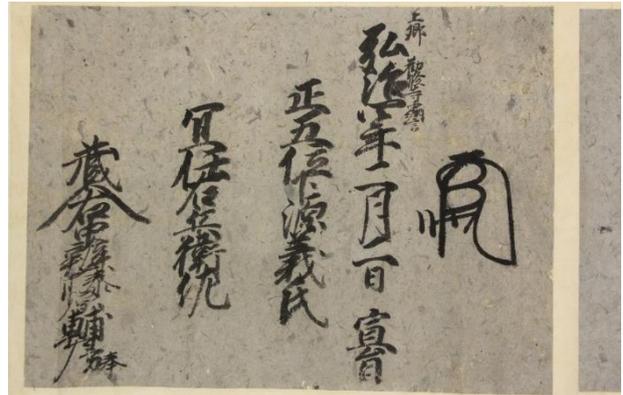
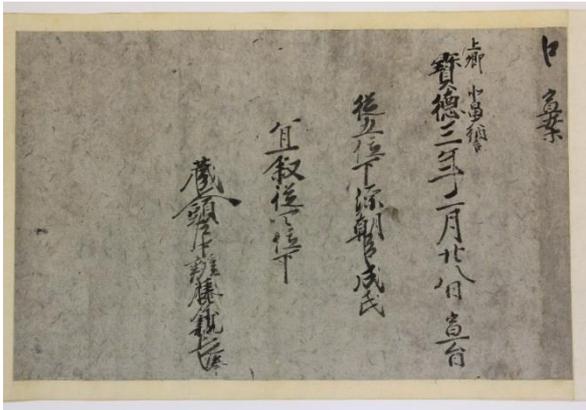
※ 1案件ごと1枚作成してください。

(新規指定)

■喜連川文書 ごはなぞのてんのうくぜんあん おおぎまちてんのうくぜんあん 後花園天皇口宣案、正親町天皇口宣案 2点

有形文化財 歴史資料 個人所蔵 (さくら市ミュージアム寄託)

喜連川文書の一つで、長らく所在不明であったもの。市場に出たのを、さくら市外への流出を危惧した現所有者が購入、さくら市ミュージアムに寄託した。口宣案は朝廷の職事しきじ(蔵人頭、蔵人)が叙位・任官などの勅命しゅうめい(天皇の命)を上卿けい(当日の政務担当公卿)に伝える時に用いる文書。一つの卷子に、古河公方初代・成氏しげうじ じゅうし い じょにんを従四位下に叙任するもの、古河公方・足利義氏よしうじ うひょうえのすけを右兵衛佐に叙任するものが貼り合わせてある。

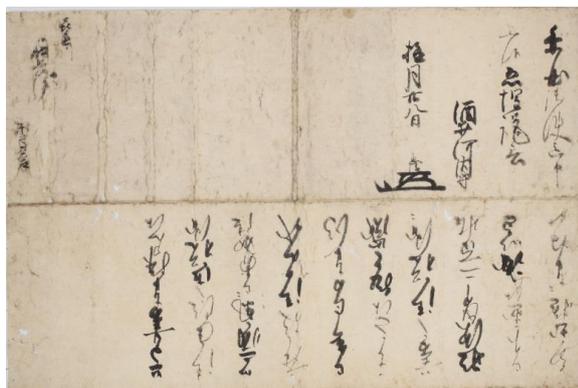


(さくら市指定文化財「喜連川文書」に追加指定)

- 喜連川文書 ^{さかいただきよ} 酒井忠清 ^{たかのぶ} 喜連川尊信あて書状 1点
有形文化財 歴史資料 さくら市蔵

喜連川文書の一つ。「当家重宝並系図筆筒入記(天明元年目録)」記載されていた文書であるが、長らく所在不明であったもの。平成28年に市場に出たものをさくら市が購入した。

この書状は、江戸幕府3代将軍家光の側近・酒井忠清が喜連川足利家3代・尊信(1619-1653)へ宛てたもの。尊信が病気のため、将軍に対しての年頭の祝儀を名代が務めることを了承したこと、歳暮の祝儀である那須紙200帖に対するお礼が述べられている。



- 喜連川文書 ^{とうけちやうほうならびにけいずだんすいりき} 当家重宝並系図筆筒入記 ^{てんめいがんねんもくろく} (天明元年目録) 1点
有形文化財 歴史資料 さくら市蔵

天明元(1871)年、喜連川足利家8代・^{やすうじ} 恵氏が、喜連川家に継承されていた文書・器物を整理整頓し、目録としてまとめたもの。「喜連川文書」と呼ばれる文書一群を裏付ける基幹となる資料である。中世の政治動向や近世の喜連川藩の研究をする上で大変重要な資料である。個人から、さくら市へ寄贈されたもの。

